

施行条例骨子（案）における論点について

（1）開示請求手数料（法第89条第2項）に関すること

趣旨

開示請求において、文書を交付する際の費用の設定を行うもの。

考え方

国のガイドライン、QAによると、手数料は無料とすることも可
であり、手数料とは別に実費の徴収を設定することも可

⇒手数料及び実費の徴収をそれぞれ検討する

※手数料・・・特定の者に提供する役務に対して徴収するもの（地
方自治法第227条）であり、職員の人件費等も勘
案して金額の設定を行い条例等で定めるもの

実費・・・上記の手数料以外で受益者に負担を求めるもので、
条例等に定めがないもの

現行の規定

以下のように規定されている（条例第31条第1項及び2項）

手数料⇒徴収しない

実費⇒徴収する

柏市案

開示請求に係る対応は、特定の者へ対する事務ではなく、市民等
一般に適用される個人情報保護の仕組みの一つであると考えており、
制度導入から今日に至るまで、考え方の変更はされていない。

よって、来年度以降に手数料制を導入する理由がないことから、
現行の規定を維持する

（２）開示等請求における不開示情報の範囲（法第７８条第２項）
に関すること

趣旨

各自治体の情報公開条例で開示される部分と、個人情報保護法で不開示になる部分（以下、「不整合部分」）の調整を図るもの

考え方

不整合部分は、以下の通りである

- １ 公務員等の職務遂行情報における、当該公務員等の氏名
- ２ 公務員等以外の者であって、実施機関の行う事務事業で予算の執行を伴う情報のうち、当該者の職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分

⇒これらの情報について、施行条例において開示される規定を設けるか検討する。

現行の規定

上記１及び２について、情報公開条例と同じ規定が置かれている（条例第１８条第３号ウ及びエ）。

柏市案

上記１については、現行を維持し、開示される旨を施行条例で定める。

上記２については、食糧費や会場使用料の支出の伴う会議の出席者が記載された文書や、交際費等の支出があった際の文書が想定される。

当該文書を開示する規定については、行政の透明性や説明責任の担保の観点からは効果的であると考えられる。

一方、保有個人情報の開示請求においては、請求者本人の情報が記載された文書を請求対象とするものであるため、当該上記２で開示・不開示を判断する文書は想定されない。

よって、施行条例では定めない。

(3) 開示請求等の手続（第108条）に関すること

趣旨

開示請求等の手続に関して、法に反しない範囲で規定することができるもの

考え方

開示請求を受けた際の開示決定等の期限について、法では「開示請求のあった日から30日以内」とされている。

⇒法の規定通り30日とするか、さらに短縮するかを検討する

現行の規定

開示請求のあった日から起算して15日以内に決定する（条例第23条）

柏市案

これまでも15日以内の期限で処理できており、法の適用後も開示決定等を行う事務プロセスには大きな変更がないため、従来と同様の期限とする

また、法において、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に特例的に相当の期限延長（以下「特例延長」）をすることができることとされているところ、地方公共団体が条例で定めることにより、基準日を60日より短い期間とすることもできるとされている。

当該特例延長の基準日についても、現行の運用である「開示請求があった日から起算して45日以内」と同様の期限とする規定を設ける。

(4) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料（法119条第3項及び第4項）

趣旨

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集等の制度を導入した場合の手数料を定めるもの

※行政機関等匿名加工情報・・・特定の個人が識別されないように加工して得られたデータ。民間事業者からデータ利用の提案を募集し、提案内容を審査した上で加工範囲を設定し提供を行うことができる。

考え方

行政機関等匿名加工情報に係る制度の実施は、柏市においては任意である。

⇒柏市において当該制度を導入する必要性等を検討する

現行の規定

なし

柏市案

当該制度の必要性、導入まで相当の時間を要すること等から、条例施行時での導入を見送ることとする。

なお、都道府県及び政令指定都市においては実施が義務付けられているため、全国の事例を確認しながら継続して検討していく。

(5) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

趣旨

法で定められている要配慮個人情報について、自治体で独自の定義を追加することができるもの

考え方

要配慮個人情報とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令等で定められた情報である。

ただし、施行条例において取得や取り扱いに制限を設けることは許容されていない。

⇒以上の状況を踏まえ、必要性を検討する

※要配慮個人情報としては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実の他、政令により以下のものが定義されている。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の變化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

現行の規定

同様の趣旨である情報として、「思想、信条等に関する個人情報」として定義しており、法令等の根拠あるいは審議会への諮問を経た上でないと取得することができない。また、情報を個別に列挙して

いない。

柏市案

施行条例において取得や取り扱いに制限を設けることは許容されていないことから、要配慮個人情報に独自の情報を追加することによる実質的な意味は薄いことに加え、それでもなお情報を追加する柏市独自の事情や情報も認められないことから、施行条例では定めない。